

情報通信審議会 情報通信政策部会

通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会（第5回）議事録

1 日 時 平成20年6月9日（月）17:00～17:50

2 場 所 第1特別会議室（総務省8階）

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

長谷部 恭男（主査）、村井 純（主査代理）、伊東 晋、大谷 和子、清原 慶子、
長田 三紀、村上 輝康、安藤 真、岡田 仁志、木村 忠正、菅谷 実、中村 伊知哉、
藤沢 久美、山本 隆司

(2) 総務省

寺崎総合通信基盤局長、中田政策統括官、松井官房審議官、武内電気通信事業部長、
田中電波部長、鈴木総合政策課長、内藤通信・放送法制企画室長

4 議題、調査・検討の内容等

(1) 開会

【長谷部主査】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから情報通信審議会情報通信政策部会「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会」第5回会合を開催させていただきます。

本日は、皆様ご多用のところ、ご出席くださりましてありがとうございます。本日、根岸委員、國領委員、濱田委員は所用のため欠席であるとのことご連絡を受けております。

前2回の会合におきましては、新たな法体系に関する論点等について議論を行いまして、委員の方々からは様々なご意見をちょうだいしております。本日は、これまでにいただいたご意見をもとに、事務局の協力を得て中間論点整理（案）を作成いたしましたので、これについてご議論をいただき、意見を集約の上、公表いたしたいと存じます。

それでは、早速、議事の進行に入らせていただきます。

報道関係の方、ご退出をお願いいたします。

それではまず、事務局より、本日の資料の確認をお願いいたします。

【内藤法制企画室長】 事務局でございます。

事務局サイド、少し別の会合が押しておりまして、出席が遅くなっております。大変申しわけございません。

恐縮でございますが、本日の資料の確認をさせていただきます。資料、全部で5点ございます。

資料1でございますが、前回、5月13日に開催されております第4回会合の議事概要、1枚ものでございます。資料2でございますが、本日ご議論いただきます中間論点整理（案）のポイント、A4横、両面になっているかと思えます。4枚ものの資料で、最後が6ページになっているかと存じます。資料3でございます。中間論点整理（案）の本体でございます。A4縦、両面10枚もので、最後が20ページになっている資料でございます。

これ以外に参考資料といたしまして、情報通信法（仮称）のイメージというA4縦の両面2枚ものの資料。参考資料2としまして、昨年の研究会報告書のポイント、A4横、両面の4枚ものの資料、最後7ページになっている資料。以上、5点でございます。

【長谷部主査】 ありがとうございます。

本日、ご提出しております中間論点整理（案）ですが、これは既に委員の先生方にも一通りご覧いただいた上でご意見をちょうだいしつつ作成をしていると存じますが、最初に、改めてこの中間論点整理（案）につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(2) 中間論点整理（案）について

【内藤法制企画室長】 それでは、お手元に資料2、資料3をご用意ください。時間の関係もございまして、恐縮ですが、資料2に基づきまして、ポイントをかいつまんでご説明申し上げます。適宜資料3、本体も参照しながらご説明をしたいと思います。

まず、資料2の1ページをお開きください。この中間論点整理の位置付けということでございます。ポツが2つございます。上でございますが、基本的には参考資料にも付けております研究会報告書のようなこれまでの議論を参考にしながら、さらに今後、具体的な検討を進める、そのためにこの委員会として、今後具体的に審議すべき論点、論点に対する検討の方向性、こういったものについて中間的に整理を行うというのがこの論点整理の位置付けでございます。何らかの最終的な結論を現時点で出しているということではないということでございます。

ポツの2つ目でございます。この委員会におきましては、新たな法体系の転換に伴う論点、これについてのみ検討を行うということであり、それ以外の論点、例えば、後ほど出てまいります。NTTあるいはNHKといったものの業務内容、あるいは経営形態の在り方、こういったことについては、今回は検討対象とはしないとしております。

2ページをお開きください。2ページ以降で中間論点整理における論点の主なものをご紹介申し上げます。2ページは、まず総論、法体系全般でございます。

全部で3点ピックアップしておりますが、1点目は、法体系の全体構造の見直しという論点でございます。これにつきましては、現在の我が国の通信・放送の法体系をネットワーク上での位置付け、あるいは役割、これの違いに応じまして再編成をする。可能な限り合理化をする。こういった法体系に転換する。そういう方向で検討するということでございます。

次に、新たな法体系の理念あるいは目的でございますが、例えば、情報の自由な流通ですとか、あるいは表現の自由の確保といったことについて、今後具体的な検討をするということにしてございます。

3点目でございます。包括化、一本化の対象とすべき法律の範囲についてでございますが、これは法律の目的ですか、法技術的な問題も踏まえまして、全体として整合性がとれる、そういったものにするということにしているということでございます。

3ページをお開きください。資料2の3ページは、いわゆる伝送インフラに関する主な論点でございます。

まず、電波利用の目的・区分でございますが、まさに通信・放送の利用区分等にとらわれない柔軟な電波利用を可能とする、そういう方向で検討をしていくということでございます。

また、2点目は研究会では明記されていなかったと思いますけれども、電波利用の手続という論点でございます。新しいサービスを円滑に市場に投入するといったことのために、事業用の無線局について迅速化ができる方向で検討するということにしております。

3点目は、伝送サービス規律の再編ということでございますが、基本的に電気通信事業法という通信一般を規律している法律の規律体系に、これ以外の伝送サービス規律を取り込んで一元化を図る、こういう方向で検討することになっているということでございます。電気通信事業法に取り込むという点が12月の研究会報告書に比べると少し新しい部分かと存じます。

4ページをお開きください。コンテンツ関係の主な論点が4ページでございます。

まず、コンテンツのうち特別な社会的影響力を持つようなサービス、コンテンツ配信サービス、いわゆるメディアサービスということでございますが、これにつきましては、従来の放送の概念に範囲をとどめるということ。現在の放送に関する規律をベースにして検討をしていくということにしております。

具体的には、資料3の12ページを少しだけご紹介申し上げますと、現在の放送に関する規律とはどういうものかをちょっとここに載せております。資料3の12ページ(3)に、「メディアサービスに関する具体的規律」とございますが、この②の括弧書きで幾つか列記しております。いわゆる政治的公平性等を定めた番組準則、解説字幕番組の付与、番組保存義務、災害時の放送義務、広告規制等々でございます。こういった各規制について、合理化、緩和ができないか、今後、メディアサービスについて個別に検討していくということにしているということでございます。

資料2に戻っていただきまして、引き続き4ページでございますが、研究会の報告書ではあまり触れられなかった論点が3つ目でございます。マスメディア集中排除規制でございますが、新たな法体系の下でも表現の自由、情報の多元性・多様性の確保という意義ですとか重要性、これは失われないということですので、この規制、マス排につきましては、維持する方向で検討するということにしております。

4ページ最後、4点目でございます。いわゆるメディアサービスのコンテンツ以外にも公然性があるコンテンツがございます。それをオープンメディアコンテンツとここでは呼んでおるわけですが、これにつきましては、今既にあるプロバイダ責任制限法という枠組み、これを適用しまして、当分の間は行政機関が内容に直接関与しない、そういう方向で検討する、こういうことを明記しているところでございます。

具体的検討課題等につきましては、資料3の13ページをお開きいただきますと、(5)にオー

プンメディアコンテンツに関する規律が出ております。この下から6行目に①がございますが、現在のプロバイダ責任制限法の対象になっていますのは、私法上の権利侵害情報のみでございますので、この対象を拡大することが必要かどうか。それから、有害情報対策について、どのような取り組みが必要なのか。こういったことについても検討を加えることが適当ということであり、現在行われています国会等における議論、法制化の状況、これも十分踏まえて検討が必要であるという形にしているところでございます。

資料2にお戻りいただいて5ページをお開きください。その他の論点でございます。まず、プラットフォーム規律という論点がございます。これにつきましては、昨年の報告書におきまして、プラットフォーム自体は独立した規制として立法化する必要性は大きくないとされていたわけですが、ちょうどそれと同時並行で、放送プラットフォーム規制というものが国会において認められ、創設されました。これを踏まえまして、プラットフォームの概念を明確にした上で、放送プラットフォームをコンテンツ規律とは区分して規定すべきかどうか、その必要性等を検討するという形に、この論点整理ではしているところでございます。

レイヤー間の規律でございます。ここは2点でございます。まず、既にあります電気通信事業紛争処理委員会、現在、通信事業者間の紛争処理をあっせん・仲裁しておるわけですが、この委員会のあっせん・仲裁対象に、異なるレイヤーに属する事業者間の紛争も含める、そういう方向で検討をするということ。それから、公正競争確保という観点から、レイヤー内はもとより、レイヤー間についても、所要の制度整備の在り方について検討することにしてございます。

また、セーフティネットという意味での包括的な利用者利益の確保・向上のための規定を整備する。こういう方向で検討することも盛り込まれているということでございます。

最後、2点ございますが、先ほども少し申し上げましたが、特定の法人の位置付けといたしまして、NTT、NHKの業務内容の在り方につきましては、検討対象とはならないということ。

現行法制に基づく既存の事業者の地位につきましては、これを実質的に承継する方向で検討するというようにしております。

以上が主要な論点でございます。6ページへ進んでいただきますと、今後の検討の進め方について若干の記述がございます。資料2の6ページでございますが、今後の進め方といたしまして、まず、今月下旬に予定されております情報通信審議会の総会に現在の審議の経過を報告するとともに、この中間論点整理についてパブリックコメントを実施するというようにしております。これらの結果等を踏まえまして、今後、各論点につきましてカテゴリー分けをいたしまして、それぞれにワーキンググループを設置し、ここに触れられていない論点も含めて具体的な制度設計に向けた検討を今後実施することにしていくということでございます。

簡単ではございますが、事務局からは以上でございます。

【長谷部主査】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまご説明のありました中間論点整理（案）につきまして、委員の先生方のコメントをちょうだいできればと存じます。

どうぞ、村井委員、お願いします。

【村井主査代理】　まずはディテールではなく、根本的なところをお伺いしたいと思います。今ご説明いただいた資料にあるように、通信や放送の総合的な法体系を再考すべきタイミングが来ているという前提です。つまり、情報流通の国際化が起こっており、法体系を横割り型に改めるという流れの根本にあるのは、デジタル化です。デジタル技術があるからこそ共通の基盤をつくることができ、コストを削減できますし、一方、放送と通信の関係や国際的な整合性といったことが課題になってきます。通信や放送の領域における技術や電波の利用も含めて、本委員会での議論の根本には、デジタル技術の普及といった背景があるのだと思います。そうした前提に立った場合、本資料において「デジタル化」という言葉は、放送のデジタル化を推進していくという文脈でしか出てきてなくてよいのか。この点に関して、ここでは触れなくてよいのか。いかがでしょうか。

【内藤法制企画室長】　事務局から恐縮でございます。

一応、村井先生ご指摘のような問題意識を踏まえて少し書いていたつもりではあったのですが、それでも、「デジタル化」ということは確かに明確に出てくるところは放送に限られている感じはあるかと思います。そういう意識が全くないということではありません。

【村井主査代理】　私は、技術者として、本委員会の主張する内容の説得力を増すために、デジタル技術を基盤として技術展開や社会の変化、それに伴う経済的な影響、あるいは、国際的な整合性が問われるようになってきているといった点をきちんと記述した方が外部の方にわかりやすくなるのではないかと思います。もっとも、この点をどこまで記述するかについては、技術的な観点からよりも、新たな法体系を提言していく上で、どのような表現が一番説得力があるか、わかりやすいかという観点から検討頂ければよいと考えています。

【長谷部主査】　おそらく、当然、想定はしていたことで、あまりにも当然過ぎてつつい書き漏らしたということかもしれません。おそらく書くとする、「はじめに」のそもそもの背景になる事情の一つとして書き込むというところかなと思います。ここは工夫次第で当然可能ですね。ほかにはいかがですか。菅谷委員、お願いします。

【菅谷専門委員】　今のお話と関係があるのですけれども、やはりなぜ横型にするかというもう一つの理由として、通信・放送の融合・連携というのが一応書いてあるのですが、もうちょっと言うと、この通信・放送、これまで縦型のメディアのメディア間の競争が進展して、その競争をより活発にするためには、メディア間のそれぞれの役割を均質化していくというか、例えば具体的に、ネットワーク接続のオープン化みたいなことがこのデジタル化でかなり進んだかと思うのですが、特に固定通信の部分で進んでいるかと思っておりますけれども、そういう部分がほかのネットワークにも及んできている状況があると思うのですね。

そこで、コンテンツ、プラットフォーム、ネットワークと分けるという考え方が出てきたかと思うのですが、そこら辺の背景も、この文章だけだときちっと読めてこないかなということも私も感じているのですが、その点はいかがでしょう。

【内藤法制企画室長】　恐縮です。事務局でございます。

資料3の3ページを少しご覧いただければと思うのですが、先生ご指摘のような問題意

識は私どもも当然持っておるわけですが、今回は縦から横への構造の見直しの理由を説明するというよりは、むしろ論点を主に指摘するというのがこの中間論点整理でのメインタスクだという理解でございます。

そういう意味で、資料3の3ページの【検討の必要性】の辺りに若干触れているのですが、分量の関係で先生ご指摘の問題意識がちょっと見えづらくなっているのかなという感じはいたします。

【菅谷専門委員】 「はじめに」ではなくて、ここには書き込んでありますね。もう少し書き込んでいただければ、この3ページのところで少し修文していただければいいかと思うのですが、れども。

【長谷部主査】 前の研究会がむしろ大前提ないし背景を検討し、説明する研究会、それを受けて、そろそろ議論の対象を絞っていこうという、その論点整理になっておりますので、若干玄人向けになっているところはあるかなとは思いますが。

清原委員、お願いします。

【清原委員】 16ページ以降、7として「利用者利益の確保・向上のための規律に関する主な論点」と今回修文されました。今までこの検討委員会の議論の中で、新たな法制が、より一層利用者の主体性とか、社会活動を幅広く支えるためにあるべきという「在り方」についての意見が交換されたことを受けて、いわゆる「保護の対象」というよりは、むしろ積極的に表現を改めて「利益の確保・向上のための」としたのであり、このことは、これまでの議論を反映している重要なポイントではないかと受け止めました。

もちろん、「利益」という表現が、ともすると、「経済的な利益」を想像しやすい用語であることもありまして、ここの扱いの趣旨は、法に向く表現としてこの表現の適切性を選ばれたと思えますので、趣旨としては新しい法体系により、情報メディアが幅広い社会的機能を発揮する上で有力な条件整備をするという趣旨だと、少し柔軟に私も受け止めました。

あわせて、【検討の方向・検討すべき事項】の中の③として「情報セキュリティや視聴者のプライバシーの取扱についてどのような制度を整備することが必要か」と記述されたことも大変重要なポイントであり、私も重要だと思っている点を反映していただいてありがたいと思っております。

なお、そのことから関係すると思われませんが、より積極的に、ページで言いますと20ページの「おわりに」というところに、(2)として「包括的なユビキタスネット法制」ということが問題提起されています。これは大変含みのあるというか、今回の検討を受けた方向性として大変重要な内容が(2)には書かれていると思います。特に、情報通信に関する個々の課題については、通信・放送法制のほか、著作権法、個人情報保護法などで個別に措置してきたけれども、これからはよりよいユビキタスネット社会の実現という観点から、関係府省が連携して既存法制を検証し、課題を再整理して、「包括的なユビキタスネット法制」としての再設計を議論することが必要であるという記述があります。

私は今後「包括的なユビキタスネット法制」について検討するときに、時系列的にみる時、今

回はどの程度まで詰めるべきなのかということが大切かと思えます。その後、残される課題として、特に「コンテンツサービス」のところにおきましては、著作権であるとか個人情報保護ということが密接に絡んでくるので、この辺りがまだその先の包括性の課題として存在することが明記されていることは大変重要なところなのかなと、先ほどの16ページのところと関係して思いました。こういう受け止め方をさせていただいてよろしいのですよね。

そして、その上で、今回、主として中間の論点整理で明らかにした点は、私は今後の時系列的な課題も含みつつも、やはり今の時点で重要なポイントがかなり整理されたのではないかなと考えておまして、今後、これを一つの新たな出発点として、次なる論点整理が深められるのではないかなと、このように考えました。

以上です。

【長谷部主査】 どうもありがとうございます。

村上委員、お願いします。

【村上委員】 関連する発言です。

確かここは以前は「利用者保護のための規律」という表現だったと思いますが、これがいつこの表現になったのでしょうか。履歴を調べていてわからなかったのですが、これは、今回変わったのでしょうか。

【内藤法制企画室長】 前回、5月の会合では「利用者保護」という言葉でございました。前回会合におきまして、弱者たる利用者保護という観点だけではなく、もう少し前向きな取り組みが論点としてできないかというご意見をいただきました。それを踏まえての修正でございます。

【村上委員】 そうしますと、発言しにくいのですけれども、この中間論点整理の項目立ては、伝送設備規律があって、伝送サービス規律があって、コンテンツ規律、プラットフォーム規律、レイヤー間規律でこの7になるのですけれども、いずれも規律の対象について規定をして、その中身については、以下、こういうことですよという表現をしているのですけれども、この7に関するところだけは、領域の規定と価値判断がある程度入っていますね。

利用者利益の確保・向上が重要であることは間違いないことであり、私もこの中で十分書き込まれる必要があると思うのですが、この並べ方の中で、ここに利益の確保・向上という、そもそも「向上」という言葉が入ることに対してちょっと違和感を感じております。

市場メカニズムをゆがめるようなものであってはいけないと思いますので、過度な向上ということはないわけですね。ですから、タイトルについては「利用者保護」としておいて、③は利用者利益の向上のために情報セキュリティとかプライバシーを入れるということではいかがでしょうか。

【長谷部主査】 その点、私は村上委員とちょっと違った見方をしておまして、ほかのセクションについても、自由な市場があることを前提にして、それを制約していくということでは必ずしもなくて、むしろ、自由な市場における競争が成り立つための基盤としてのルールをどう設定するのかと、そういう要素がむしろ大きいのではないかなと思っていますので、ここだけが向上を考えているのではないのではないかなと思っています。事務局は違った考え方というこ

とはないでしょうか。

【内藤法制企画室長】 いえ、特に事務局からコメントするようなことはないかと思います。

【長谷部主査】 わかりました。

木村委員、お願いします。

【木村専門委員】 今の点に関しては、やはり利用者から見ても向上がなければ、利用者側も積極的に使おうとはしなくなると思うので、その意味では、私自身も、ほかの部分も、この部分も、全体として前向きになっていくニュアンスで受け止めました。

同時に、先ほどから議論になっていますデジタルのことで改めて気づいたのですが、要は、これはアナログの世界は全部なくなるということを前提にしている、ある意味では、もし仮に一部アナログが残ったところを一体どう位置付けるのかなというのがまず一つ、急に気にかかりました。

それに関連して、先ほどのユビキタス法制も、例えば、出版であるとか対面コミュニケーションといったアナログ系のものも、それは情報保護だとか、様々なプライバシーの問題とか、当然、情報にかかわる部分はアナログでもあるはずなので、その意味では、最後のところに関しては、その点、デジタル空間を前提に置いての話だということところは、むしろ貫く必要がある。

つまり、逆に言えば、アナログ世界というものの自体の大切さもあるような気もして、そこら辺、特に最後のユビキタス社会のところで、個人情報保護も全部デジタル空間の中に取り込まれていく印象を持たれているとすると、私は若干違和感を持ったところがございます。

ですので、一点、先ほどアナログ世界があったとしたときに、この情報通信法はその部分を一体どこに位置付けることになり得るのかについて、もし事務局側で今お考えがあれば伺わせていただきたいと思います。

【内藤法制企画室長】 事務局でございます。

若干私見が混じってございますが、ユビキタスネット社会における情報通信法制ということでございますので、その前提となっていますのは、まさに先ほど村井委員からもございましたけれども、オールデジタルでシームレスにネットワークがつながっている、そういう社会におけるということでございますので、アナログなりオフラインという辺りについてまで、この中ですべてカバーをするという前提にはそもそも立っていないということかと思えます。

【村井主査代理】 そうであるとする、気をつけなければいけないと思います。つまり、基盤としてデジタル技術の台頭や普及があり、これに伴ってコストや、利便性、あるいは国際的整合性などの課題が生じてきている。つまり、これまでの議論はデジタルテクノロジーが前提となっているのです。

メディアやコミュニケーション、放送が、デジタル技術を用いて非常に大きく変化したことは間違いありません。私が先ほど申し上げたのは、このような議論のきっかけをはっきりさせる必要があるということです。

人間のコミュニケーションは常にアナログであるにもかかわらず、道具としてそこにデジタルテクノロジーが導入され、大きく変化しました。したがって、私は、アナログのコミュニケーシ

ジョンとデジタルのコミュニケーションを分けることはできないと考えます。この点では、木村委員と同意見です。

例えば「一部アナログが残る」や、「全デジタル化」などの話には逆に違和感を感じます。メディアとして、デジタルだ、アナログだとは、あまり言いたくありません。アナログのメディアとデジタルのメディアを分けられるのかと言われても、基本的には不可能であると思うからです。技術的には、メディアやコミュニケーションを、アナログのコミュニケーション、デジタルのコミュニケーションと分けることには不自然さを感じます。

【木村専門委員】 私の頭の中にちょっとよぎったのは、例えば、単純にPSTNのネットワークをどうするか。これは次第になくなって、すべてデジタルに切りかわるのだけれども、移行期に、この法制度で、そこの部分は一体何で規律することになるのかなというのが、急に気になります。別に個別具体的に何か念頭においたわけではなくて、思考実験として急に頭の中をよぎってしまったので。あるいは、ケーブルネットワークで、HFCみたいな形がしばらく存続しているとすると、そこはプラットフォーム規律を課して、例えば相互接続を強制するとか、そこら辺はやはり難しいのではないかと。開放して、相互接続を自由にさせて、自由に使えるようにネットワーク中立性みたいなことを例えばケーブル会社に要求することは何か難しい気がして。そうすると、そこの部分のアナログが一部残存しているネットワーク部分が、この体系になったときに、どこで規律するのはあらかじめ考えておく必要があるのかなとちょっと思っただけです。

【村井主査代理】 おっしゃることはよくわかります。この点については、やはり技術的に明確にしておいた方がよいでしょう。例えば、アナログのベーシックインフラが残っていることに対して、ネットニュートラリティーのような議論を出すのは不自然だからです。この点について、アナログとデジタルの両方が生き残るという話があるとすれば、そこをますます明確にする必要がありますし、明確にできると考えております。

今回の議論においては、プラットフォーム、コンテンツレイヤーが入ってきております。したがって、アッパーレイヤーの議論を行う際には、社会の中でのコミュニケーションや、それを支えるインフラ、そしてコンテンツについて検討する必要があり、利用者の利益も議論することになりますが、アナログとデジタルという区別を前提にしていると不整合が生じてくるおそれがあります。ですから、これらの扱いは気をつけなければいけません。

【長谷部主査】 菅谷委員、お願いします。

【菅谷専門委員】 今の点、実はこの委員会の前にユニバーサルサービス委員会がありまして、まさに今ユニバーサルサービスはアナログの音声電話ですけれども、ユニバーサルサービス委員会で議論しているのは、それが行く行くはIP電話になるという議論をしていて、そこの部分は完全にデジタルに、いつになるかわからないですけれども、いつかはなるかと思うのですけれども、今のお話を聞いて一つ心配になったのはラジオですね。AMラジオはアナログで残るのではないですか。だから、それが残るというのをどこかに明記してあげないとちょっとかわいそうかなと。

【長谷部主査】 先ほど村井委員からお話があったのは、こういう論点を検討する、こういう法体系を検討しなければいけないときの背景として、デジタル化がとても重要な意味を持っているという話です。他方、具体的な制度をつくるときに、アナログは残るのではないか、それについてどういうことを考えなくてはいけないかと、これは具体の論点を検討したその先の話で、その適用範囲の話は、申しわけありませんが、論点（案）のところでは話をするのはちょっと早過ぎると思います。もう少し、この次の段階でその話もしていただければと思います。

村上委員、お願いします。

【村上委員】 先ほどのことで、もうこれでいくということではちょっと確認をしておきたいのですが、この場合の利用者というのは、生活者としての利用者と産業の利用者と行政の利用者を含んだ利用者であるということですね。

【長谷部主査】 はい。そういうことになるかと思います。

大谷委員、お願いします。

【大谷委員】 今の点ですけれども、利用者概念で、産業の利用者等も含むというお考えということなのですが、例えば、レイヤーをまたいで伝送サービスを利用して、サービスの利用者としてメディアサービスを提供する事業者があり、それはある一面、それぞれの規律の対象であり、同時に利用者でもあるという見方をするのかなと思うのですけれども、生活者としての利用者もメディアサービスではなくて、いきなり伝送設備の利用者となり、あるいは伝送サービスの利用者となるということも考えられると思うのですが、どうしても利用者概念をあいまいなまま議論を進めていくと、先ほど村上委員がご指摘になっていた市場メカニズムに対する何らかの影響というものも、利用者概念が広過ぎると発生してしまうのかなと。そこは市場メカニズムとの相克の関係がどこかで発生した場合に、どちらのほうが、生活者としての利用者を念頭に置く場面では、おそらく生活者の利益になるように、最大の利益を確保するように行動すべきであろうと、それぞれの問題にぶつかったときには何らかの判断がつくと思うのですけれども、それぞれの問題にぶつかったときに、利用者概念を少しずつ明確にしていく必要があるというのもしばしば大きな論点の一つになり得るのかなと思ってお話を伺っておりました。

論点としてそれをどういうふうに具体的に記述するのか、もう既に原案にそれが入っていて、随所で読み取れるということであれば、あえて言葉にさせていただく必要もないかと思いますが、今までの議論を伺っていく中で若干心配になりまして、それぞれ利用者という言葉に託されている意味が違っているということから気になって発言させていただきました。

といいますのも、私自身もこの中間論点整理（案）を見る中で、制度の利用者としての事業者にとって、どんなメリットがあるのだろうか、あるいはどういうふうに事業者が行動するように促されているのだろうかという目でも見ていたところ、利用者という言葉がたくさん出てきますが、全く違う意味で使われているということで、いったん頭の整理をしたものの、実は割り切れない場面もたくさん出てくるのではないかと。そのように理解しましたので、ちょっと雑駁な言い方になりますけれども。

【長谷部主査】 どうもありがとうございます。

事業者として法制の規律の対象になっている事業者は、やはり事業者なのだろうと思います。利用者というときに、例えば生活者としての個人だけではなくて、営利企業等も利用者として登場することは十分あり得ますので、そこは利用者というのはある程度の幅を持ってとらえていたほうがよろしいかなと思います。

ほかに何かご指摘等がございますでしょうか。

そういたしましたら、本日、様々な貴重な指摘をちょうだいしましたが、根本的なところで修正が必要だという、それほど指摘はなかったように思います。どうも幾つか修正が必要ではないかというご示唆もいただきましたので、これを踏まえまして、申しわけありませんが、ここは主査にご一任いただけますでしょうか。一任をちょうだいした上で、事務局と相談、協力し、修正をした上でパブリックコメントに付すこととさせていただければと存じます。

それでは、そういうことでよろしく願いいたします。では、事務局もよろしくご協力をお願いします。

それでは、引き続き、今後の検討に向けて皆様方のご協力をお願いいたしますが、最後に事務局から何かございますでしょうか。

(3) 次回会合、閉会

【内藤法制企画室長】 事務局でございます。

次回の会合でございますが、パブリックコメントの結果を取りまとめた上でご報告をさせていただきたいと思っております。パブリックコメントに約1か月の期間を要する関係上、恐縮ですが、7月下旬ないし8月上旬で日程を調整させていただければと存じます。決まりましたら、改めてご連絡を申し上げます。

以上でございます。

【長谷部主査】 それでは、これをもちまして、通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会（第5回）を閉会いたします。本日は貴重なご議論、どうもありがとうございました。

以 上